二五　生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十六年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量を定める件の一部を改正する件　一四　三
二六　支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　一六　三
二七　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　一六　三
二八　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二三　14　一四
二九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　20　一
三〇　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件　三〇　五
三一　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年十二月三十一日までの輸入数量を告示する件　三〇　五
三二　平成二十六年度の初日から平成二十六年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三〇　六
三三　平成二十六年度の初日から平成二十六年十二月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三〇　六
三四　税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方を公表する件の一部を改正する件　三〇　六
一　財務省、農林水産省
株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二二　四
二　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二二　四
三　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二二　四
一　国税庁
酒類の保存のための物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件　一五　九
二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件　三〇　22　一七
一　文部科学省
文部科学省所管の補助金等に関する事務を北海道教育委員会等が行うこととなった件　一五　九
二　登録有形民俗文化財の登録を抹消した件　一九　二
三　記念物を登録記念物に登録する件　二六　15　一
四　文化的景観を重要文化的景観に選定する件　二六　15　一
五　重要文化的景観に地域を追加して指定し、一部を解除する件　二六　15　二
六　重要文化的景観に地域を追加して指定する件　二六　15　二
七　学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの認証評価の業務の廃止の届出に関する件　二六　15　二
八　学校教育法第百十条第二項の規定に基づく認証評価機関の認証に関する件　二六　15　二
九　学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件　二七　16　二
一〇　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示　二八　三
一一　我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示　二八　三
一　文化庁
史跡の権限委譲の区域を指定する件　六　2　四
一　厚生労働省
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件　九　六
二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件　九　六
三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用再生医療等製品を指定した件　一四　四
四　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件　一五　九
五　厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件　一六　9　四九
六　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件　一六　9　五〇
七　国立感染症研究所試験検査依頼規程の一部を改正する件　一六　9　五二
八　国立感染症研究所製品交付規程の一部を改正する件　一六　9　五二
九　障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体の名称を変更した件　一九　三
一〇　障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を変更した件　一九　三
一一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件　二二　四